

※本票は「浄化槽設置者講習会受講免除届出書」に添付して提出して下さい。

〈沖縄県指定浄化槽設置者講習会〉

## 設置及び維持管理に関する確認票

下記の確認項目を配付資料、業者リストなどから確認し、チェック欄にチェックを入れて下さい。

番号	確認資料	確認項目	チェック欄
1	浄化槽ってなに	「浄化槽ってなに」のパンフレットを読みました。	<input type="checkbox"/>
2	浄化槽設置の注意点	「浄化槽設置の注意点」の資料を読みました。	<input type="checkbox"/>
浄化槽工事業者の選定			
3	工事業者リスト	浄化槽の設置工事は、県知事の登録を受けた浄化槽工事業者に依頼します。 ※浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者のリストを確認しました。	<input type="checkbox"/>
浄化槽の保守点検実施の義務			
4	浄化槽保守点検業者リスト	浄化槽を使い始めるまでに、浄化槽保守点検業者と管理契約をします。 ※浄化槽保守点検業者のリストを確認しました。	<input type="checkbox"/>
5		浄化槽を使い始めてから30日以内に「浄化槽使用開始報告書」を設置場所を所管する保健所へ提出します。	<input type="checkbox"/>
6		浄化槽の保守点検は、決められた回数行います。 (回数は浄化槽の処理方式や処理対象人員等により異なります。)	<input type="checkbox"/>
浄化槽清掃実施の義務			
7	浄化槽清掃業者リスト	浄化槽に溜まった汚泥は年に1回以上引き抜き、同時に浄化槽の清掃を行います。	<input type="checkbox"/>
8		浄化槽の清掃は市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼します。 ※浄化槽清掃業者リストを確認しました。	<input type="checkbox"/>
浄化槽法定検査の義務			
9	浄化槽ってなに (6ページ)	(7条検査) 浄化槽を使用開始してから3～8ヶ月の間に法定検査(設置状況等の検査)を受検します。 ※法定検査は公益社団法人沖縄県環境整備協会の検査員が行います。	<input type="checkbox"/>
10		(11条検査)※7条検査を受けた翌年からの法定検査のこと 浄化槽の年1回法定検査(定期検査)を受検します。 ※法定検査は公益社団法人沖縄県環境整備協会の検査員が行います。	<input type="checkbox"/>
11		毎年、沖縄県環境整備協会から検査案内のはがき通知があります。 検査日程を調整(確認)し、検査を受けます。 ※検査料金表を確認しました。	<input type="checkbox"/>
浄化槽の使用方法			
12	浄化槽ってなに (5ページ)	下記のとおり浄化槽の正しい使用を心がけます。 ①トイレの後は、忘れずに水を流す。 ②トイレの洗剤は浄化槽に影響のないものを使う。 ③トイレトーパー以外は流さない。 ④浄化槽の上にものを置かない。 ⑤浄化槽の電源は切らない。 ⑥消毒剤の補充は欠かさない。 ⑦洗濯には適正量の洗剤を使う。 ⑧台所のゴミ・油は流さない。 ⑨入浴剤は適量を使う。	<input type="checkbox"/>
上記のとおり確認しました。			
年 月 日			
浄化槽設置者氏名(本人署名)			